

試験開始の指示があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません

令和7年度佐賀県クリーニング師試験問題

1 衛生法規に関する知識

【注 意 事 項】

- 1 解答用紙に、「受験番号」と「氏名」を忘れずに記入してください。
- 2 机の上には受験票と筆記用具のみを置いてください。
- 3 携帯電話は、必ず電源を切るかマナーモードにし、机の上には置かないでください。
- 4 解答は、答案用紙にHB又はBの鉛筆（シャープペンシル）で記入してください。
- 5 1つの問題には、複数の選択肢があります。1つを選び解答してください。
- 6 試験中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気づいた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
- 7 試験中にトイレ、体の不調、筆記用具の落下など試験担当者に用事がある場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
- 8 試験問題については、各自持ち帰ってください。

試 験 問 題

【衛生法規に関する知識】

問1 クリーニング業法に関する次の記述のうち、正しいものには○印を、誤っているものには×印を、解答欄に記入しなさい。

- (1) この法律の規定により、クリーニング業に対する、公衆衛生等の見地から必要な指導及び取締りが行われている。
- (2) 繊維製品を使用させるために貸与し、その使用済み後に回収して洗たくし、さらにこれを貸与することを繰り返し行うことは、「クリーニング業」に含まない。
- (3) この法律の目的は、クリーニング業の経営を公共の福祉に適合させるとともに、利用者の利益の擁護を図ることである。
- (4) 環境衛生監視員は、クリーニング所に立ち入り、営業者の衛生措置等の実施状況を検査することができる。
- (5) 営業者は、洗濯物の受取及び引渡しをするに際しては、厚生労働省令で定めるところにより、利用者に対し、苦情の申出先を明示しなければならない。

問2 クリーニング師に関する次の記述のうち、ア～オに当てはまる語句として、正しいものを①～③の番号から選び、解答欄に記入しなさい。

- (1) クリーニング師の免許を受けようとする者は、本籍、住所、氏名及び生年月日を記載した申請書にその他必要書類を添えて（ ア ）の都道府県知事に申請しなければならない。
- (2) クリーニング師が免許証を破り、汚し、又は失ったときは、その旨を記載して、（ イ ）に免許を付与した都道府県知事に再交付の申請をしなければならない。
- (3) クリーニング師は、その本籍又は氏名を変更したときは、（ ウ ）に免許を付与した都道府県知事に免許証の訂正の申請をしなければならない。
- (4) クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、業務に従事した後（ エ ）に都道府県知事が厚生労働大臣の定める基準に従い指定したクリーニング師の資質の向上を図るための研修を受けなければならない。
- (5) クリーニング師が死亡し、または、失そうの宣告を受けたときは、戸籍法に規定する届出義務者は、（ オ ）に免許を付与した都道府県知事に免許証を返納しなければならない。

ア	①クリーニング師試験合格地	②本籍地	③現在の居住地
イ	①1か月以内	②6か月以内	③1年以内
ウ	①5日以内	②10日以内	③3か月以内
エ	①3か月以内	②6か月以内	③1年以内
オ	①10日以内	②1か月以内	③6か月以内

問3 クリーニング業法に関する次の記述のうち、正しいものには○印を、誤っているものには×印を、解答欄に記入しなさい。

- (1) クリーニング師が洗たく物の処理を行う場合に限って、クリーニング所以外において、営業として洗たく物の処理を行うことができる。
- (2) 営業者は、クリーニング所の構造設備について都道府県知事の検査を受け、その構造設備がクリーニング業法の規定に適合する旨の確認を受けた後でなければ、そのクリーニング所を使用してはならない。
- (3) 伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして厚生労働省令で指定する洗濯物を取り扱う場合、洗濯が消毒の効果を有する方法によってなされる場合においては、消毒しなくてもよい。
- (4) 洗たく物を、洗たく又は仕上げを終わったものと終わらないものに区分しておく必要はない。
- (5) クリーニング所を開設する場合、その営業者はクリーニング師でなければならない。

問4 クリーニング業法に関する次の記述について、ア～オに当てはまる語句として、正しいものを①～③の番号から選び、解答欄に記入しなさい。

- (1) 洗場については、床は（ ア ）材料で築造され、これに適当な勾配と排水口を設けなければならない。
- (2) クリーニング所に、業務用の機械として、（ イ ）を少なくとも1台備えなければならない。
- (3) テトラクロロエチレンは、発がんの恐れがあることを踏まえ、作業記録を作成し、その記録を（ ウ ）保存しなければならない。
- (4) クリーニング所に設置される（ エ ）は、水質汚濁防止法に規定される特定施設に該当する。
- (5) 都道府県知事は、クリーニング師がクリーニング業に関し犯罪を犯して（ オ ）以上の刑に処せられたときは、その免許を取り消すことができる。

ア	①耐震性	②不燃性	③不浸透性
イ	①洗たく機及び脱水機	②乾燥機及び脱水機	③洗たく機及び乾燥機
ウ	①30年間	②1年間	③10年間
エ	①プレス機	②乾燥機	③洗浄施設
オ	①科料	②罰金	③拘留

解 答 用 紙

【衛生法規に関する知識】

受験番号	氏 名

問 1 (各 5 点× 5 = 2 5 点)

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
○	×	○	○	○

問 2 (各 5 点× 5 = 2 5 点)

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
①	①	②	③	②

問 3 (各 5 点× 5 = 2 5 点)

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
×	○	○	×	×

問 4 (各 5 点× 5 = 2 5 点)

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
③	①	①	③	②